

～子育て世帯への支援制度についてお知らせします～

児童扶養手当

◆支給対象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または障害がある場合は20歳未満の児童を監護し、生計を同じくする父もしくは母または養育している方。

◆支給要件

下記のいずれかの児童を監護していること

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童

母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

特別児童扶養手当

◆支給対象及び要件

20歳未満で政令に定める程度の障害のある児童を監護する父もしくは母または養育している方。ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときや、障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるときは支給されません。

■所得制限について

いずれも請求者本人または生計を同一にする扶養義務者の所得が一定以上である場合は、希望に添えない場合があります。

■請求手続きについて

いずれも請求の手続きが必要です。受給資格があっても、請求しないと受給することができませんのでご注意ください。



■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

「JOIN移住・交流&地域おこしフェア2024」に出展します

小坂町では「上十三・十和田湖定住自立圏(※)」に関わる市町村とともに表記のイベントに出展をします。

自らもAターン(秋田へ戻ること)経験のある担当職員が会場内のブースでお待ちしています。

首都圏等にお住まいの小坂町への移住や地域おこし協力隊に興味のある家族、友人、知人の方へぜひご紹介ください。

◆日時 令和6年1月13日(土)10時～17時

◆会場 東京ビックサイト(東京国際展示場) 南1ホール

◆申込み 事前予約は不要、入場無料です。



※当イベントは1月14日(日)も開催されていますが、小坂町の出展は1月13日(土)のみとなります。

(※)「上十三・十和田湖広域定住自立圏」とは小坂町と青森県十和田市、三沢市など10市町村から構成された団体で、それらが連携・協力することにより活性化を図るための新たな広域連携の取り組みです。

■お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907)

～障害者マークの紹介～

住民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めてもらおうと、12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定められています。

そこで、今回は障害者マークについて一部紹介します。また、他にも様々なマークがありますので、そちらについてもぜひこの機会に理解を深めてもらえればと思います。また、これらのマークを見かけたときは思いやりのある行動をお願いします。



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害者が利用できる建物等である事を明確に表すための世界共通のマークです。



【盲人のための国際シンボルマーク】

盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物等などに付けられています。



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要とする方々や、周囲の方に知らせることができるマークです。

※ヘルプマークを無料配布しています※ 対象の方で、まだお持ちでない方へ無料配布しております。ご希望の方は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)